

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県公安委員会から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年1月19日

石川県監査委員 焼田宏明  
同 増江啓  
同 山本次作  
同 奥村豊美

(別紙)

石公委第94号  
令和2年12月17日

石川県監査委員様

石川県公安委員会

令和2年11月30日付け石監査第545-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2年連続で発生していた。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	金沢西警察署	職員の交通事故防止対策として、全職員に対し朝礼等あらゆる機会において安全運転の徹底を指示するとともに、職員による検討会を実施し、安全運転に対する心構えや事故防止のために遵守すべき基本事項の再確認をきめ細かく行ったほか、同検討会で提案された事故防止方策を実施するなど、職員の交通事故絶無に向けた取組を徹底しました。 また、交通事故を起こした職員及び運転経験が浅い職員に対し、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを強く認識するとともに、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故防止の徹底に努めます。

石公委第95号  
令和2年12月17日

石川県監査委員様

石川県公安委員会

令和2年11月30日付け石監査第545-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生していた。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	<p>小松警察署</p>	<p>交通事故防止対策として、全署員を対象に「運転者・同乗者の遵守事項」の徹底を指示したほか、朝礼時等に安全運転指導員による安全運転指導や時節に応じた運転時の安全確認・注意ポイント等を具体的に指導する講習を行うなど交通事故防止対策の徹底を図っております。</p> <p>また、交通事故を起こした職員に対しては、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する更なる意識付けを行いました。</p> <p>今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。</p>